

ふくしまの未来を創るFukurum基金事業補助金交付要綱

制 定 平成29年6月20日

一部改正 平成29年9月12日

一部改正 令和 5年6月 1日

一部改正 令和 6年5月17日

(趣旨)

第1条 フグラムカード推進協議会（以下「協議会」という。）は、東日本大震災及び原子力災害の影響による県産品への風評払拭及び県産品の振興を図るため、これからの福島県の未来を担う大きな力となる、県内の高等学校以上の学校や、学生が組織する団体が行う取組を支援するため、ふくしまの未来を創るFukurum基金事業実施要領（以下「実施要領」という）に基づく事業を実施する学校及び団体（以下「補助事業者」という。）に対し、本要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助金は、補助事業者が実施要領に基づく事業を実施する場合に、当該事業に要する別表第一に掲げる経費について補助事業者に対して交付するものとし、その額は、実施要領の定める額より算出した額の範囲内においてフグラムカード推進協議会（以下協議会とする）が定める額とする。

(申請)

第3条 補助金は、ふくしまの未来を創るFukurum基金事業補助金交付申請書及び収支計画書（第1号様式）により申請するものとし、その提出期限は、協議会が別に定める日とする。

(変更申請)

第4条 事業の変更につき、協議会の承認を受けようとする場合はふくしまの未来を創るFukurum基金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を協議会に提出しなければならない。

2 下記に掲げる内容以外の変更を行う場合、変更承認の申請を行わなければならない。

(1) 補助対象経費の30%以内の減額又は補助金交付決定額の変更を伴わない増額をすること。

(2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること

(申請を取り下げることができる期日)

第5条 補助金交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服のある場合、申請の取り下げを行うことができる。その期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

(概算払)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定により補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、ふくしまの未来を創るFukurum基金事業補助金概算払請求書（第3号様式）に支払計画（第3号関連様式）を添えて、協議会に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 協議会は、必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかにふくしまの未来を創るFukurum基金事業完了報告書（第4号様式）を協議会に提出しなければならない。

2 実績報告は、ふくしまの未来を創るFukurum基金事業実績報告書及び収支決算書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について協議会の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までにしなければならない。

(1) ふくしまの未来を創るFukurum基金実績報告書及び収支決算書(第5号様式)

(2) 事業遂行に要した経費の領収書又は支払いを証する書類（写）

(3) その他協議会が必要と認める書類

3 協議会は、補助金が申請内容と異なる目的に使用されたと認められたときは、金額の全て又は一部の返還を求めることができる。

(補助金の交付の請求)

第9条 補助事業者は、補助金額確定通知を受けたときは、速やかにふくしまの未来を創るFukurum基金事業補助金交付請求書(第6号様式)を協議会に提出しなければならない。ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りではない。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業者は、本事業により取得した財産を協議会の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 上記に規定する財産とは、取得価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して1年間保存しておかなければならない。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この改正要綱は、平成29年9月12日から施行する。
- 3 この改正要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 4 この改正要綱は、令和6年5月17日から施行する。